

墜落・転落災害撲滅キャンペーン

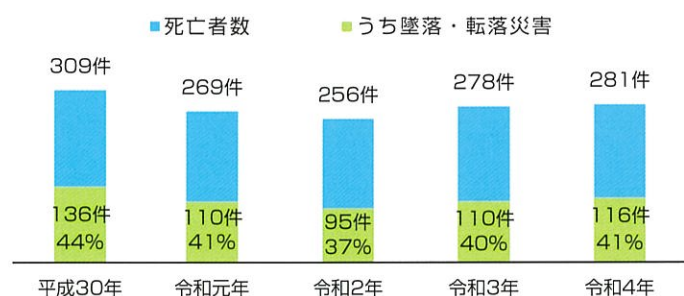
実施期間：令和5年8月1日～9月10日

主唱：建設業労働災害防止協会

建設業における墜落・転落災害は、法整備、仮設機材、安全衛生保護具の充実が図られているにも関わらず、建設業における死亡災害に占める割合は、3割強～4割強で推移しており、ここ数年、増加傾向にあります。

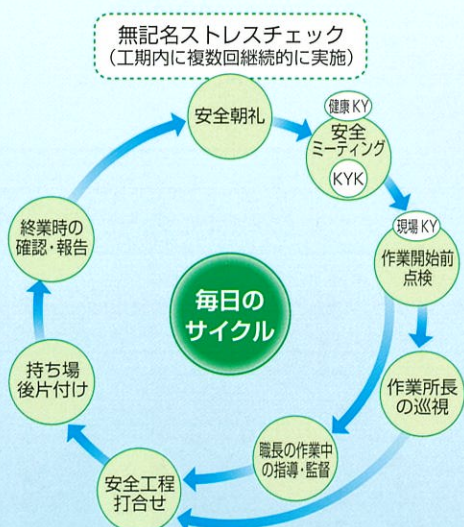
令和5年度からスタートした「第9次建設業労働災害防止5か年計画」では、計画期間中の墜落・転落による死亡災害の平均発生件数を、第8次計画期間の平均発生件数に対して、15%以上減少させることを目標の一つとしており、さらに墜落・転落災害についても同様に15%以上の減少を目標としています。

建設業における死亡災害に占める
墜落・転落災害の割合



目標を達成するためには、労働者の不安全行動をなくすことも重要ではありますが、フェールセーフ思想に基づき、計画段階でのリスクアセスメントを実施し、高所での作業をなくすといった危険有害要因を根本から除去した上で設備面での対策、適切な安全帯の使用等の重層的な対策が必要です。

「墜落・転落災害撲滅キャンペーン」期間はさらなる墜落・転落災害防止対策の徹底に取り組むこととします。



作業開始前点検に、
〈事業者の足場点検〉
足場用墜落防止設備に異常があった時は
直ちに補修しましょう

キャンペーン期間中に会員が実施する主な重点事項

(1) リスクアセスメントの実施

設計段階や計画段階においてリスクアセスメントを実施し、高所での作業を必要としない若しくは高所での作業が少なく済む工法や作業方法を採用するなど、危険有害要因を根本から除去しましょう。

(2) 作業床の設置

高さが2m以上の箇所で、墜落により作業者に危険を及ぼすおそれがある作業を行う場合には適切な作業床を設置し、作業床の端、開口部等には、手すり、囲い等を設けましょう。ただし、作業床を設けることが困難な場合には、防網を張り、作業者に安全帯を使用させる等、墜落による作業者の危険を防止するための措置を講じてください。

併せて、「手すり先行工法に関するガイドライン」や「墜落防止のための安全設備設置の作業標準マニュアル」に基づく措置についても取り組みましょう。

足場で作業するなら、
しっかり「手すり」



(3) 安全帯の使用

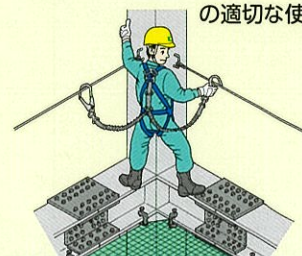
高さが2m以上の箇所で作業床や手すり等の設置が困難なときや、荷の上げ下ろし等で手すり等を一時的に開放するときには安全帯を使用させてください。その場合、防網を張り、安全帯の取付設備を設け、その設置場所、使用方法等を関係作業者に周知してください。

また、高さが5mを超える箇所で作業を行わせる場合には、フルハーネス型の安全帯を使用させてください。

なお、5m以下の箇所であっても、取付位置を高くする等の工夫をして原則フルハーネス型安全帯の使用が望まれます。

フルハーネス型・胴ベルト型いずれの安全帯においても構造規格に適合したものとし、使用にあたっては使用前点検を実施してください。併せて、フックの掛け替え時には、二丁掛け安全帯を使用させてください。

二丁掛け
フルハーネス型安全帯
の適切な使用



(4) はしごや脚立の使用

はしごや脚立は足元が不安定なため、移動式足場、可搬式作業台、高所作業車の使用を検討してください。

はしごや脚立以外の使用がどうしてもできない場合に限り、安全を確保した上で使用してください。

はしごや脚立からの墜落・転落災害防止対策については、厚生労働省から「はしご」と「脚立」の作業前点検のチェックリストが公表されていますのでご活用ください。

可搬式足場等の使用を
ご検討ください



キャンペーン期間中に協会が実施する主な重点事項

- (1) 墜落・転落災害防止のための各種教育の実施
- (2) 技術支援の実施(安全管理士による現場安全パトロール)
- (3) 啓発用ポスター・のぼりの頒布

詳しくは、建災防ホームページをご確認ください。

